

王寺町の各種補助金について【令和8年度】

王寺町の各自治会等に対しての補助金は次のようなものがあります

I.自治会への補助

1.地域集会所等建設補助(政策推進課 企画係)

◎次の①、②、④～⑦は事業費の1/2、③・⑧は2/3を補助

(①～⑧までに掲げる工事費の合計額とする(上限1,500万円)。但し、⑨は別途上限1,500万円)

①集会所等の新築、及び増改築に係る工事費並びにそれらに係る建築設計費及び工事管理費

②集会所等を建築した後20年を経過している場合における維持改修工事費

③高齢者、障害者等が安全かつ容易に集会所等を利用できるようにするために行うバリアフリー化に係る工事費

④下水道切替工事費

⑤冷暖房機器取付工事費

⑥太陽光発電システム設置工事費

⑦LED照明への転換工事費(電球のみの取替など、工事を伴わない場合は除く。令和10年度まで、1回限り)

⑧感震ブレーカー設置工事費(上限5万円。1回限り)

⑨集会所等を建設する土地の購入費及び整地費

◎補助限度額の範囲内において、次の事業費(上限5万円)

⑩耐震診断(一般診断法)に係る事業費(昭和56年5月31日以前着工の木造建築物が対象)

※事前の照会で報告のあった分が対象。緊急で必要となった場合は要相談。

2.自治会内掲示板設置補助(政策推進課 企画係)

各自治会内のコミュニティ活動充実のため、自治会が設置した掲示板費用の1/2を補助。
(1基につき上限10万円)

3.団体貸切バス借上料補助(政策推進課 企画係)

地域コミュニティ活動充実のため、自治会が貸切バスを使用する場合、貸切バス借上げ経費の1/2を補助
(老人クラブと子ども会にも同様の助成あり) (上限6万円。1団体につき1年度1回まで)

○研修を目的とした利用のみ対象。レジャー、親睦目的のみでの利用は対象外

○町有マイクロバスの利用は不可

4.財団法人自治総合センターコミュニティ助成[備品](政策推進課 企画係)

◎コミュニティ活動に直接必要な備品への補助(ただし、会館の新築又は増改築に伴う備品購入に限る。)

1申請あたり100万円以上250万円まで

・財団法人自治総合センターからの助成のため、事前相談、申請が必要。

・財団法人自治総合センターでの助成申請審査を経て助成金の交付が決定。

必ず助成の対象となるとは限らない。

※事前の照会で報告があった分が対象。

5.防犯灯設置補助(建設課 施設管理係)

◎住民の安全を守り、地域の防犯施設の整備・維持を図るため、自治会が設置する防犯灯(蛍光灯・水銀灯・LED)新設(更新)工事に対して、事業費の2/3以内の額を補助

【補助限度額】

・既設電柱等に取り付けられる防犯灯の新設(更新)工事

1基あたり ・蛍光灯 1万8千円・水銀灯 4万8千円・LED灯 6万円

・防犯灯専用柱の使用を認められた防犯灯及び専用柱の新設(更新)工事

1基あたり ・蛍光灯 3万6千円・水銀灯 6万3千円・LED灯 8万円

6.防犯カメラ設置補助(防災統括室)

地域の防犯力を高め、安全安心なまちづくりを推進することを目的として、自治会で設置する防犯カメラ設置費用の2/3を補助(1台につき上限15万円)。

7.合理的配慮のための自治会への物品購入助成(福祉介護課 福祉係)

地域の人が集う自治会館に、障がいのある人への合理的配慮に必要となる物品を揃えるため、筆談ボードや折り畳み式簡易スロープなどを購入又は作成する費用の2/3を助成(上限5万円)。

8.再生資源ごみの集団回収助成(住民課 暮らしと人権係)

ごみの減量化及び資源の有効活用を目的として、再生資源ごみ(新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布・アルミ缶)の集団回収を実施する自治会や子ども会、任意の団体に対し、回収量1kgあたり5円を助成。 ※事前に登録が必要

9.さくらねこ無料不妊手術事業(住民課 暮らしと人権係)

野良猫で困っている地域の生活環境改善及び動物愛護の意識高揚を図ることを目的に、自治会が野良猫を捕獲して、不妊手術を実施後、その不妊手術に要する費用全額を補助するチケットを配布。(公益財団法人どうぶつ基金が発行するチケットのため事前相談及び申請が必須。なお、不妊手術は指定の病院に限る。)

Ⅱ.団体への補助

1.自主防災会運営補助(防災統括室)

災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災会の活動(防災士資格取得費用を含む)に対し、当該事業費の1/3を補助(1会計年度につき上限**30万円**)。 ※自主防災会を設立し、設立届の提出を補助の要件とする。

2.花いっぱい運動(住民課 くらしと人権係)

花を育てることで、私たちの生活空間が明るくなり、潤いとやすらぎが感じられるような「花のある町」を目指すため、活動団体に要望品および管理経費を支給。

要望品:花の種、花の苗、花の土、プランター等 管理経費:水道代(支給基準あり)

3.CCC(クリエイト、クリーン、サークル)活動(住民課 くらしと人権係)

美しい(クリーン)王寺の町を創造(クリエイト)するため、公園等の清掃及び除草等、町の美化活動を自発的に行うために組織された団体(サークル)への支援。

報奨金:200円/人・回

Ⅳ.その他

1. デジタル回覧版の導入(政策推進課 企画係)

自治会の負担軽減を目的として、スマートフォンやパソコンで利用できるデジタル回覧板サービス(アプリ)を希望する自治会に提供。

2. 貸出備品について(社会福祉協議会)

- ・自治会など社会福祉協議会の会員を対象に備品の貸し出しを実施。
 - ・行事やお祭りで使用できる備品(3か月前から予約可)
 - 綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、鉄板、輪投げ、eスポーツ等
- ・車椅子(1回の貸出期間は最長1カ月)

Ⅲ.まちづくり協議会関係補助

1.まちづくり協議会設立準備会補助金(政策推進課 企画係)

まちづくり協議会設立準備会に対して補助金を交付(**40万円/1準備会につき1回限り**)

◎まちづくり協議会設立準備会の要件(「王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金交付要綱」抜粋)

- (1)概ね地区自治連合会の範囲程度の大きさを想定し、その区域が他のまちづくり協議会の区域と重複しないこと
- (2)前号に規定する区域内において、協議会の設立に対する機運が高く、その実現性が高いこと。
- (3)1以上の地区自治連合会を含む団体に構成されていること。

2.まちづくり協議会補助金(政策推進課 企画係)

王寺町まちづくり協議会の指定等に関する条例に基づき、「まちづくり協議会」として指定された団体に対して、まちづくり計画に掲げる地域の将来像の実現に向けて取り組む事業で、防災や教育・文化など条例第2条に掲げる活動に沿った事業への補助(**上限100万円/年**)

◎まちづくり協議会の地域活動(条例第2条の活動)

●防災 ○教育・文化 ○健康・福祉 ○交通安全・防犯 ○環境美化

○地域の特性を生かした活性化につながる活動 ○地域の課題解決のための活動 ○その他

(●は必須、○のうち2以上の活動を実施することが指定の要件)

※活動の区域は、原則、地区自治連合会の区域

Ⅴ.自治連合会等実施事業

1.「やわらぎキット」配布事業

災害や急病などの緊急時、救護者へ医療情報を伝達するための「救急医療情報シート」を配布する事業。平成26年事業開始。

【配布実績】

配布数(累計) **5,743**件(R7.配布時点)

2. 表彰について

自治会長の就任年数に応じて下記の表彰があります。

- 就任年数 6年 王寺町自治連合会長表彰
 9年 奈良県自治連合会長表彰
 10年 奈良県知事表彰

※申請手続等の詳細は、各担当課・係にお尋ねください。